

那須塩原市高齢者配食サービス業務委託（黒磯東地区）に係る 公募型プロポーザル実施要項

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市高齢者配食サービス業務委託（黒磯東地区）

(2) 業務の目的

本事業は、在宅の一人暮らしの高齢者等に対し、栄養バランスのとれた食事を提供することにより、高齢者の栄養改善及び自立支援を図ることを目的とする。

(3) 業務の内容

別紙「高齢者配食サービス業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり

(4) 履行期間

令和8年8月1日から令和11年3月31日まで

(5) 提案上限額

900円／弁当1食当たりの単価（本業務委託実施日時点での適用消費税率に基づく消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※内、弁当製造に要する費用（容器含む）は、1食450円以上とする。

提案上限額は、弁当配食代を含め業務の履行に必要な一切の費用である。

2 参加者の資格要件

参加者は、参加申請時点で次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 那須塩原市の入札参加資格を有すること。

※入札参加資格を有していない場合は、令和8(2026)年3月20日までに那須塩原市契約検査課に申請を行い、令和8(2026)年4月1日までに入札参加資格を取得すること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 那須塩原市建設工事等指名停止基準（平成17年那須塩原市告示第143号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (6) 食品衛生法の「飲食店営業（仕出し弁当）」の許可及び現に営業を営んでいること。
- (7) 調理施設の供給可能食数が、本業務の予定数約55食（1日当たりの最大）に対応できること。

3 参加申請

(1) 提出期限

令和8年3月31日（火）午後3時00分（必着）

(2) 提出書類

ア 参加申請書（様式第1号）

イ 食品衛生法に基づく「飲食店営業（仕出し弁当）」等の営業許可証の写し

ウ 会社概要又はパンフレット等（任意）

(3) 提出方法

郵送又は持参の方法により、後記提出先まで提出すること。

(4) 資格確認結果の通知

参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。

4 質疑

本業務に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第2号）を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月25日（水）午後3時00分（必着）

(2) 提出方法

ファクシミリ、電子メール又は郵送の方法により提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

(3) 回答

ファクシミリ又は電子メールにより令和8年3月26日（木）午後3時00分

までに行う。

5 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出期限

令和8年4月8日(水)午後3時00分(必着)

(2) 提出書類

ア 企画提案書(様式第3号)

イ 見積書(任意の様式)

ウ 添付資料(写しで可)

(ア) 法人の登記事項証明書

(イ) 確定した直近の決算に係る財務諸表

(ウ) 1箇月の参考献立表及び成分表(各1部)

(エ) 弁当容器の現物(1セット)

(3) 作成に当たっての注意事項

ア(2) アについて

A4縦片面刷りとし、フォントサイズは10.5ポイント以上で横書きとする。ただし、図表については、この限りでない。また、カラーでもモノクロでも構わない。

作成部数は、正本1部、副本6部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

イ(2) イについて

1食当たりの契約希望金額(消費税等を含めた金額)を記載すること。

※弁当製造に要する費用(容器含む)は、1食450円以上とするため、

1食当たりの配食費、配送費の内訳を記入してください。

見積金額には、弁当配食代を含め業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

見積書には、代表者印を押捺すること。作成部数は、1部とする。

ウ(2) ウについて

企画提案書の正本にのみ添付すること。

(4) 提出方法等

ア 提出場所:後記提出先

イ 提出方法:持参又は郵送(郵送の場合は、書留その他到達を確認できる方法によること。)

6 審査

(1) 書類審査

- ア 契約候補者の特定に当たっては、「那須塩原市高齢者配食サービス業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会」により選定する。
- イ 選定は提出された企画提案書等について、別紙「評価基準」に基づき書面審査により行う。本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない。
- ウ 審査期間：受付から令和8年4月20日（月）まで
- エ 提出した企画提案書以外の追加資料の配付は認めない。

7 契約候補者の特定

書類審査により、定める評価基準により審査を行い、最高得点となった者を契約候補者として特定する。

評価の結果は、令和8年5月1日（金）までに書面にて通知する。同日までに通知を送送できない場合は、電子メール等により別途連絡する。

8 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行い、契約金額の変更をすることがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、評価において次順位であった者を新たに契約候補者とし、協議を行うものとする。契約締結後、速やかに利用者情報の引継ぎを行い、利用者リストを配布する。

なお、契約単位は、1食当たりの単価契約とし、実際の配送実績に基づき支払うものとする。

9 その他

- (1) 本プロポーザルの提出書類の様式は、那須塩原市ホームページから取得すること。
- (2) 企画提案に関する経費等は、全て提案者の負担とし、提出された提案書は返却しない。
- (3) 提出された書類は、選定に伴う作業等に必要な範囲内において、事前の承諾を得ずに市が複製を作成する場合がある。また、提出された書類は、那須塩原市情報公開条例の規定による開示請求の対象となる場合がある。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき、または本実施要項等に違反したときは、当該提案者の提案を無効とする。

- (5) 審査結果に対する異議の申立ては、一切認めない。
- (6) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を選定するものであり、契約の締結を直接担保するものではない。

10 提出先・問合せ先

栃木県那須塩原市共墾社108番地2

那須塩原市役所保健福祉部高齢福祉課高齢福祉係

電 話 0287-62-7137

FAX 0287-63-8911

電子メール koureifukushi@city.nasushiobara.tochigi.jp

担 当 本間